

Tax & Legal Services Newsletter

タイ

デロイトトーマツ税理士法人

2020年3月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

機械設備投資への追加費用控除等

1. 機械設備投資への追加費用控除

2020年1月20日に公表され同年1月21日から発効した勅令第690号により、法人税の計算上、要件を満たした新規機械設備投資への支出額の150%に相当する費用控除が可能になった。満たすべき要件は、以下のとおりである。

- 2019年9月1日から2020年5月31日までに機械設備投資に支出された金額が追加費用控除の対象(しかし、リース事業を営む法人がリース目的で投資した機械設備では当該追加費用控除の適用はない)
- 機械設備はタイ国内に設置する必要がある、初めて使用される新しい機械設備で、2020年12月31日までに使用可能な状態になっていなければならない
- 歳入法、投資奨励法若しくは東部経済回廊関連を含む他の勅令又は法令において税制の恩典を与えられた機械設備ではないこと
- 当該追加費用控除の要件を満たすため、法人は投資計画及びプロジェクトの支出計画に関する情報を作成し、歳入局長官が今後定める規則に従い、当該資料を歳入局長官に提出しなければならない

2. 土地家屋税の減税

2020年1月20日に公表された勅令は同年1月1日に遡及して適用され、一定の分類に該当する土地又は家屋について土地家屋税の減税措置が適用される。

- 自然人に相続される土地家屋が居住用であり、その自然人が登記簿に記載され、かつ2019年3月13日以前に所有権の登記を完了している場合は、当該土地家屋に課される土地家屋税が50%に減税される(発電所等にもこの50%減税が適用される)
- 次の不動産には、90%の減税措置が適用される
 - 金融機関が5年間を超えない期間で販売用に有する不動産
 - 所有期間が3年間を超えない家屋、コンドミニアム又は工業団地の建設中の土地家屋
 - 私立学校の土地家屋
 - 一般大衆へのサービス提供を目的とした土地家屋
 - 空港内の土地家屋
 - 高速道路の道路又は高架構造物

3. 特定の取引を行った個人に関する情報提供

2019年12月23日に公表された財務省令第355号により、金融機関及び電子マネーサービスプロバイダーに対し、個人が行う特定の取引に関する情報提供を求める法令(改正歳入法第48条)の施行が定められた。提供する情報とは、(1)最低年間3,000回の電子取引による預入/振込又は(2)最低年間400回の預入/振込をした個人の取引に関するデータであり、全ての取引の総額が最低200万バーツと定義されている。この情報提供に関する法令には、例えば、報告義務を有す情報リスト、報告義務のある取引回数及び取引金額等が含まれる。報告する者は、歳入局長官が別途与えるガイダンスに従い作成される所定の報告様式により歳入局の電子システム経由で、特定の取引を行ったことについての個人のデータを提出をしなければならない。

4. 自然災害の被災地域における被災財産の修理費用の控除

2019年12月23日に公表された財務省令第354号に基づき、税務当局に自然災害の被災地域又は緊急災害援助の対象地域として指定された地域において、台風で被災した財産の修理に要した費用は、個人所得税の計算上の控除項目として所得から差し引くことができる。家屋の修理、または家屋又は Condominium に据え付けられた財産への修理の場合、(10万バーツを超えない)実費まで控除することができる。

控除を行う個人納税者は当該財産の所有者、賃借人又は使用者でなければならない。自動車の修理の場合は、控除額は3万バーツを超えない実費まで控除することができる。控除を行う個人納税者は自動車の所有者が賃借人でなければならない、その法令の定めを順守しなければならない。

5. 電子文書システムへの投資に対する二重控除

2019年12月20日付の歳入局長官告示第359号において、勅令第683号により導入された二重控除を2019年4月30日から遡って施行することが公表された。この二重控除は、2019年4月30日から2019年12月31日までの期間における電子文書作成システム、納税システム、キャッシュレジスターへの投資支出、及び電子データ保存サービスに要する費用支出について、法人税の計算上目的で適用実施することが可能である。この告示では、当該二重控除を希望する法人に対して、2020年5月31日以前に訪れる二重控除を実施する会計期間の申告までに、投資と支出に関する詳細な報告義務を課している。加えて、税務調査官による調査に備えて、上述のシステム導入及びシステム導入のキャンセルに関するデータを含む報告書を作成しなければならない。

6. 両親の健康保険及び生命保険の保険料控除の改正

2019年12月26日に公表された歳入局長官告示第360号において、個人の納税者の両親の健康保険に要する保険料控除の基準が改正された。従前は、当該控除を行うために保険会社が発行した個人の保険料支払の実績を示す関連書類の提出が必要だった。しかし、この告示により、個人の納税者が当該控除を行う旨の通知を保険会社にするだけで、2020年から当該控除を行う権利が与えられる。2019年の控除を取るためには、法令で定める特定の情報が記載された保険会社発行の領収書又は証明書が必要であった。

2019年12月26日に公表された歳入局長官告示第361号により、個人の控除可能な生命保険の保険料の基準が改正された。従前は、控除を取るために保険会社発行の個人の保険料支払の実績を示す関連書類の提出が必要であった。しかし、この告示により、2020年1月1日からの生命保険料支払の控除を取る旨を保険会社に通知するだけで、生命保険料控除を行う権利が与えられる。2020年1月1日以前の生命保険料支払の場合、当該控除を取るためには、保険会社が発行する生命保険料支払の実績を示す書類が必要であった。

7. 不良品の寄附に伴う VAT に関する最高裁判決

最高裁は、製造工程で不良となった製品の寄附に伴う VAT の税務処理に関して判断を下した。

納税者である法人は投資奨励の税務特典を享受しており、原材料を輸入し輸出向けに製造活動をしていた。納税者の商業用では使用できない不良品が発生し、製造工程から多少の損失が生じていた。当該不良品を Suankaew Temple 財団に寄附する旨の許可をタイ国投資委員会に求めた。許可を受けて寄附を行った時点で、同社は歳入法(第81条(1)(U))上、VATの納税義務はないと考えていた。しかし、タイ歳入局の見解は、歳入法(第77/1条(8))の販売で定義されている(利益又は抛出の目的にかかわらず)処分、流通、又は棚卸資産の移転に該当しないため、寄附でも納税義務は免除されないというものであった。加えて、Suankaew Temple 財団は法令に定められた適格公益慈善財団ではないため、歳入法(第81条(1)(v))で定める寄附に該当しないと考えた。

最高裁は、宗教的又は慈善的活動だけを目的とした棚卸資産の販売及びサービス提供について、歳入法(第81条(1)(u))はVAT免税を与えると判断した。最高裁は、この法人が不良品を Suankaew Temple 財団に寄附したのは地域社会を援助する目的であり、財団は寄附された製品を宗教的又は慈善的活動に使用しているという見解を取った。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Thailand

バンコク事務所

ディレクター 米岡 光二郎 koyoneoka@deloitte.com

ディレクター 中島 敬仁 tnakajima@deloitte.com

マネジャー 秋山 雄亮 yuakiyama@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001